

寒川町臨時職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月29日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第24号

寒川町臨時職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

寒川町臨時職員の給与等に関する規則(昭和55年寒川町規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第6条関係)

臨時的任用職員月額賃金表

号給	賃金月額
1	141,600円
2	146,100
3	150,500
4	155,800
5	161,700
6	167,600
7	178,200
8	184,800
9	191,700
10	197,500
11	202,700
12	207,800
13	212,800
14	217,100

15	220, 600
16	223, 900
17	227, 300
18	230, 800
19	233, 700
20	236, 400
21	239, 400
22	242, 100
23	244, 900
24	246, 600

別表第2(第6条関係)

非常勤職員月額賃金表

号給	賃金月額
1	109, 000円
2	112, 500
3	115, 900
4	120, 000
5	124, 500
6	129, 100
7	137, 200
8	142, 300
9	147, 600
10	152, 100
11	156, 100

12	160,000
13	163,900
14	167,200
15	169,900
16	172,400
17	175,000
18	177,700
19	179,900
20	182,000
21	184,300
22	186,400
23	188,600
24	189,900
25	191,400
26	192,900
27	194,400
28	195,900
29	197,400
30	198,900

附 則

この規則は、平成28年12月1日から施行する。